

JR東海労なごや

2018年 7月3日 No. 1102
JR東海労名古屋地方本部
発行者： 荻野 隆一
編集者： 教 宣 部

ボーナスの不公平を考える！！

JR東海では退職する社員のボーナスが生まれ月により非常な不公平があります。具体的には、

1月～4月までに退職すると、夏季手当が支給されません。5月に退職すると夏のボーナスは満額支給されます。また、7月～9月までに退職すると、年末手当が支給されず、10、11月に退職すると冬のボーナスが満額支給です。つまり、0か100の制度です。

これは、専任社員になる月により同様の不公平があります。1月～4月、7月～9月に誕生日があり専任社員になると、次のボーナスでは専任社員の基本給で計算されます。つまり、5月、10月生の社員と比べると50万円以上の差が生じることになります。

ほとんどの社員が年度初4月1日に採用されているにもかかわらず、誕生月によって異なっているのは、収入面について著しく不公平であるといえます。

会社はこの理由について、就業規則第141条、第142条に書かれているとしています。

第141条（支給範囲）

期末手当は、6月1日（夏季手当）及び11月1日（年末手当）（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する社員及び基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した社員に対して支給する。

第142条（調査期間）

調査期間は、夏季手当については前年10月1日から3月31日まで、年末手当については4月1日から9月30日までとする。

0か100の制度を解消せよ！

私たちは、この不公平に対して、前のボーナスから働いた月数に準じて公平に支給するように要求します。そもそもボーナスは報酬と会社は言っているのですから、例えば4月生ならば、1月～4月までで計算するのが筋ではないでしょうか。

誕生日月によってボーナスに格差が生じることについて認めるわけにはいきません。名古屋地本は本部と連絡を密にして、不公平・不合理の格差を解消していきます。